

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：令和3年1月26日（火）

午前10時～正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室
（令和2年度 第四回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，兼子佳恵委員，北島みどり委員，熊谷大委員
栗林美知子委員，佐藤央子委員，高橋慎委員，田口敦子委員，土橋章子委員
成瀬陽子委員，吉田聡委員

1 開 会

（司会：共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐）

【定足数報告】

本日の審議会は，12名中12名の委員の御出席をいただいておりますので，宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数（半数以上）を満たし，成立しておりますことを御報告いたします。

2 あいさつ

【鈴木部長】

「宮城県男女共同参画審議会」の開会に当たりまして，一言御挨拶を申し上げます。

本日は，お忙しいところ，そして，真冬のさなかにも関わらず，男女共同参画審議会に御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また，皆様には，日頃より本県の男女共同参画の推進につきまして，格別の御理解と御協力をいただいておりますことに，この場をお借りして心より感謝申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症につきましては，宮城県におきましても非常に厳しい状況となっており，予断を許さない状況となっております。昨日の新規感染者数ですが，3,275人と，かなりのハイペースで増加の一途をたどっております。病床の占有率についても，1月時点で60%を超えており，極めて高止まりの状況となっております。そういったこともあり，1月23日に県としての対策本部会議を開催いたしまして，感染症については4つの区分に分けておりますが，2番目に厳しい区分であるステージ3となりました。また昨年度末からは，仙台市内の一部の区域，業種としては接待を伴う飲食店へ時短要請を行ってございましたが，23日の対策本部会議において仙台市内全域に時短要請を拡大した状況でございます。なんとか新型コロナウイルスの収束に向けて取り組んでい

かなければならない状況ですが、関係者、県民の皆様にはこれからも御協力をいただきながら収束に向けて取り組んで参りたいと思っております。

そうした中、DVの相談件数が昨年11月時点で過去最多になったとの報道もあり、このコロナ禍においては、DVをはじめ女性の不安定な就労環境問題や家事・育児負担の偏りの顕在化など、従来からの課題が浮き彫りとなり、男女共同参画の推進の必要性を改めて認識しております。

県といたしましても、これまでの多くの参加者を集めての普及啓発事業の実施が難しい中、各種団体と連携・協力して、オンラインでのイクボスフォーラムの開催や、規模を縮小し対象を限定してのワーク・ライフ・バランス等のセミナー開催など、新しい生活様式を取り入れた男女共同参画の普及啓発に取り組んでいるところです。

前回10月の審議会では、第4次計画の中間案を御審議いただきました。その後、県議会へ中間案を報告するとともに、11月19日から12月18日までパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取いたしました。

本日は今年度4回目の審議会となります。パブリックコメントの実施結果をお示した上で、最終案について御審議いただきます。皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。新年度に向けて課題は山積ですが、県庁一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、本日の審議につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

【百井副参事兼課長補佐】

それでは、議事に入らせていただきます。本日は次第にありますとおり、2つの議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、水野会長に議長をお願いいたします。

3 議事

【水野委員】

本年もどうぞよろしくお願いいたします。いよいよ最終コーナーに入りました。それでは進めさせていただきます。

委員の皆様のお力で何とかここまでたどり着けましたが、背景で事務局も本当に頑張っていたいただきまして、いよいよ最終案の検討というところまで来たところです。

では、議題1の宮城県男女共同参画基本計画（第4次）最終案について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【堀内専門監】

はじめに、宮城県男女共同参画基本計画（中間案）について実施しましたパブリックコメントの結果につきまして、御説明いたします。

資料1を御覧下さい。パブリックコメントにつきましては、前回10月の審議会で委員の皆様から頂戴した御意見をとりまとめ、11月19日から12月18日までの1か月間実施いたしました。基本計画の中間案について、県政だよりで広報するとともに、県のHPに掲載し、また県庁や各地方振興事務所の閲覧コーナーに資料を備え付け、御意見の募集をいたしました。その結果、8名の方から合計21件の御意見等をいただきました。

資料1の表には、左から順に御意見番号、基本計画案の項目、いただいた御意見等の概要、県の考え方を記載しております。御意見を踏まえて修正した箇所については、後ほど資料3の中間案と最終案の対照表で説明させていただきます。それでは、パブリックコメントでいただいた御意見の内容について説明させていただきます。

まず、はじめに1の御意見についてですが、計画全体に関するもので、そもそも誰もが男性であること、女性であることに縛られない生き方を選べるものが「男女共同参画」の最終形ではないか、計画の名称についても、「男女共同参画のその次」を表す名称の検討をお願いしたいという趣旨の御意見をいただいております。御意見につきましては、要望ということで、今後の参考にさせていただきます。

2は、計画の中で「性同一性障害」という言葉が使われていることに関して、今後はこの言葉自体が使われない可能性があり、「性的指向と性自認」に包含されるものとして、削除等してはとの御意見でした。こちらについては、様々な啓発資料等を確認いたしまして、御意見を踏まえて「性的指向、性自認等」という表現に見直しました。

3は、第3章男女共同参画の推進に関する施策の1社会全体における男女共同参画の実現のうち、「男女共同参画に関する普及啓発の充実」の施策について、特に「性的指向、性自認等」についての認識を深める普及啓発事業の充実を求める御意見でした。こちらについては、施策を検討する上での、今後の参考とさせていただきます。

4は、「相談体制の整備・強化」の施策について、「連携各機関の理解を促し情報提供しながら」の文言追加についての御意見でした。こちらについては、施策の説明の中に「関係機関との連携を強化する」との文言を記載しており、この表現に包含されるものと考えておりますので、修正は行っておりません。

5及び6は、「同性パートナーシップ制度導入」についての御意見でした。この制度は、LGBT等性的マイノリティのカップルを婚姻に相当する関係のパートナーとして自治体が公認する制度でありまして、平成27年に東京都渋谷区で導入以来、全国の74自治体で導入されており、都道府県レベルでは茨城県、大阪府及び群馬県で導入、東北地方では青森県弘前市で導入されています。基本的には、住民票や様々な福祉制度など直接的なサービスを扱う基礎自治体を中心に進んでいるところであり、今後の参考とさせていただきます。

7～10は、2家庭における男女共同参画の実現に対しての御意見でした。7及び10については、基本目標の「男女共同参画の推進の基礎は家庭にあり」という表現に対して、そもそも家庭があることが前提であり、ひとり親、同性パートナー、あらゆる形の家族がある中で、多様性、人権の観点から問題であり、訂正すべきとの趣旨の御意見でした。また、12月に県議会へ中間案を報告した際にも同趣旨の御意見をいただいております。

8及び9については、「家庭における男女共同参画の項目」自体に違和感があるとの趣旨と、具体的な施策や数値目標についての御意見でした。こちらについては、それぞれ県の考え方を記載しています。

まず、本計画については、男女共同参画社会の実現のための施策への理解を分かりやすくするために、社会全体をはじめ家庭や学校、職場など7つの分野に分けており、分野単独で完結するのではなく、それぞれの分野相互に関連し合い、影響を与えるものと考えております。また、具体的な施策や数値目標につきましては、県では、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめて公表しており、本計画においても、社会の様々な変化に対応しつつ、今後5年間を予測しながら男女共同参画社会の実現に向け、14項目の目標指標を設定し、市町村や事業者、関係団体等と連携して取組を推進することとしております。なお、基本目標の「男女共同参画の推進の基礎は家庭にあり」という表現につきましては、御意見を踏まえ、表現の一部を見直しました。その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

11は、「共に築く家庭生活への支援」の施策について、「ひとり親や同性カップルの家庭など、多様な家族のあり方についての理解を促す取組み」の文言追加の御意見でした。こちらについては、様々な家族のあり方については、社会全体の分野と合わせて、理解の促進に取り組んでいくこととし、修正は行っておりません。

12は、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」への施策の要望の御意見でした。御意見につきましては、今後の参考とさせていただくとともに関係課へ伝えることといたします。

13から15までは、3学校教育の分野への御意見でした。性的指向や性自認に関する悩みを抱える児童・生徒だけでなく、他の児童・生徒に対しても理解を促すこと及び先生方への啓発が必要との趣旨の御意見でした。こちらについては、御意見の趣旨を踏まえまして、「他の児童・生徒に対しても理解を促すなど」を追加し、修正いたしました。また、その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただくとともに関係課へ伝えることとします。

16から18までは、4職場の分野への御意見でした。16については、「職場における女性の参画促進」の施策に「性的マイノリティ等」の文言追加の御意見ですが、こちらについては、今後の参考とさせていただきます。17については、「他人の性的指向や性自認について、差別や嫌がらせを行うこともハラスメントにあたることを明記していただきたい」との御意見でした。こちらの御意見については、重要だと認識しておりますが、趣旨については、現状と課題の方に、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの記載があり、そ

の表現に包含されていると考えており、修正はいたしません。

18については、「職場における性的指向・性自認による差別の禁止や性的マイノリティ当事者への対応を明記していただきたい」との御意見でした。こちらについては、今後の参考とさせていただくとともに、社会全体の分野と合わせて理解の促進に取り組んでいくこととします。

19については、地域の分野への御意見で、「高齢者、障害者、単身者等の自立支援」の施策に「性的マイノリティ」の文言追加との御意見ですが、こちらについては、まず、基本目標に「年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず」と記載しているなど、これらに包含されていると考えており、修正はせず、こちらについても社会全体の分野と合わせて理解の促進に取り組んでいくこととします。

20及び21については、防災・復興の分野への御意見で、地域の分野への御意見同様に「性的マイノリティ」の文言追加との御意見です。こちらにつきましては、御意見を踏まえまして、「男女共同参画の視点」を「男女共同参画や多様な視点」に見直しました。

以上が、パブリックコメントの実施結果とそれに対する「県の考え方」でございます。

続きまして、資料3を御覧下さい。こちらは中間案と最終案の対照表でございます。左側が中間案、右側が最終案となります。また、赤文字部分がパブリックコメントに基づく修正、青文字部分が前回審議会の御意見を踏まえた修正及び事務局と関係課において、改めて見直しを行った体裁や文言の修正になります。表のうち一番左の上「P5」は、資料2の計画最終案のページ番号を記載しております。

それでは、主な内容を御説明いたします。

まず、10ページをお開き下さい。「2県の現状」の「7新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応」の青文字部分につきましては、関係課からの意見を踏まえた修正と前回の審議会の御意見等を踏まえまして、「新しい生活様式」の実践やデジタルシフト」の文言を追加しております。

次に、12ページを御覧下さい。右側(6)の赤文字部分の「性的指向、性自認等」については、資料1のパブリックコメント意見番号2の御意見を踏まえた修正になります。また、14ページ右側の赤文字「性的指向、性自認等」につきましても同様の修正となります。

次に、15ページを御覧下さい。前回審議会の御意見を踏まえまして、2点修正しております。2家庭における男女共同参画の実現のサブテーマにつきましては、「人生100年時代に向けて」を「男性の家事・育児・介護への更なる参画」へと修正しております。

また、(2)には「新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの推進」の文言を家庭の分野にも追加記載しております。

次に16ページを御覧下さい。2家庭の分野の基本目標になりますが、資料1のパブリックコメント意見番号7及び10の御意見を踏まえた修正で、「男女共同参画の推進の基礎は家庭であり」の文言を削除しております。

次に17ページを御覧下さい。前回審議会の御意見を踏まえまして、3学校教育の分野(1)に記載の「志教育」を「みやぎの志教育」と修正し、脚注を追加しております。

次に19ページを御覧下さい。赤文字部分につきましては、資料1のパブリックコメント意見番号2及び13, 14の御意見を踏まえた修正となります。青文字部分の「安全で安心な教育環境の実現に努めます」は、前回審議会の御意見を踏まえた修正となります。

次に21ページを御覧下さい。4職場の分野になります。(2)に「みやぎイクボス同盟とも連携し」を記載し、脚注も追加しております。前回審議会の御意見を踏まえた修正となります。

次に24ページを御覧下さい。6地域の分野になります。前回審議会において、「人生100年時代に向けて、65才以上の方々の活躍の記載を」という御意見を踏まえて、「人生100年時代に向けて」を追加記載しております。

次に25ページの下段を御覧下さい。7防災・復興の分野になります。前回審議会においてサブテーマと内容が一致していないとの御意見を踏まえまして、サブテーマを「平常時から備える女性の視点」から「平常時からの男女共同参画の推進」に改めました。

次に27ページを御覧下さい。赤文字部分につきましては、資料1のパブリックコメント意見番号20及び21の御意見を踏まえた修正となります。

最後に29ページを御覧下さい。男女共同参画の指標につきまして、中間案で調整中としておりました「県の管理職に占める女性の割合」については、15%以上、「宮城県職員 男性の育児休業の取得率」については、50%以上を目標値といたしました。

また、「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」につきましては、中間案では目標値を40社としておりましたが、過去の推移や現況値等を改めて精査いたしまして50社と修正しております。

最終案についての説明は以上でございます。

【水野委員】

色々と手を加えてくださったようで、御説明いただきましたが、委員の皆様から御意見・御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【渡部委員】

いろいろ意見を取り入れていただき誠にありがとうございました。そこで何点か気になったところがありましたので、お伺いいたします。資料2の22ページ「キャリア教育の推進と人材育成」になりますが、大学の位置付けについて、もう少し記載していただけるとありがたいと思っています。12月21日に、宮城県、仙台市、宮城県内9大学、七十七銀行、仙台銀行、商工会議所で連携協力に関する協定が結ばれています。ですので、この「キャリア教育の推進と人材育成」の部分で、その協定も踏まえた大学との連携について、少し付け加えていただけると大変ありがたいので、御検討をお願いしたいと思います。

そして、24ページ「職場における男女共同参画の実現」の基本目標についてですが、「女性の職業生活における活躍推進における法律」というのが記載されていまして、これについては国の方にえるぼしという認定制度があります。この内容ですと、女性のチカラを活かす企業認証制度について強調されているので、例えば、「えるぼし認定制度との連携」や、「えるぼし認定制度を鑑みながら」などに入れていただくと、えるぼしやくるみんの認証を受けている企業さんも多いですのでよろしいかと思えます。御検討いただければと思います。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定については、令和4年から100人以上の企業が対象になり、かなりの企業さんが申請対象になってきますので、ぜひお願いしたいと思えます。

最後に教えていただきたいのですが、34ページにある、「企業の役職者に占める女性の割合」についてですが、部長級、課長級、係長級に分けて記載されていますが、33ページの「管理職に占める女性の割合」、また、34ページの「市町村の管理職に占める女性の割合」については、管理職の定義が記載されておらず、企業と比べると非常に曖昧な数字の上げ方をしています。この部分については、統一して記載していただければと思います。個人的には、企業と同様に詳しく記載いただいた方が分かりやすく、もし、県や市町村を将来就職先と考えている学生等は、これを見たときに、県や市町村はこの目標でやっているのリーダーや管理職として活躍できるということが、可視化されるのではないかなと思えますので御検討いただきたいと思えます。私の方から以上です。

【水野委員】

1点目と2点目については問題なく御対応いただけるかと思えますが、3点目については、数値目標となると、数え方が深刻な難しい問題になってくるかと思えます。今まで記載されていなかったことに何らかの難しさがあつたのかと思えますが、何か御説明ありますでしょうか。

【田中課長】

管理職については、管理職手当の支給対象としている職員が対象となります。企業と同様な記載は難しいかと思えますが、どのような書き方ができるか検討させていただきたいと思えます。

【水野委員】

最初の2点については、不可能ではないかと思えますがいかがでしょうか。渡部委員にもお知恵を借りて是非御検討いただければと思います。

【田中課長】

検討させていただきます。

【成瀬委員】

学校教育に関してですが、資料3の17ページ、サブテーマと参考指標の関連性が薄いのではないかと思います。このサブテーマの対象は、児童、生徒であるが参考指標のは教員となっています。みやぎの志教育の取組は、高校を卒業し、就職してから3年以内に離職をする割合が宮城県は大変高いということから始まりました。その辺から考えると、性別にかかわらず、個性に合った適切な進路や職業を選択していくことに関する指標や離職率を減らしていくような指標があれば児童、生徒を対象とした指標になるのではないかと思います。もう一点、19ページの(3)健康のための教育の推進についてです。コロナ禍において、子供たちの自死が増加したということが新聞にも取り上げられていました。このことも踏まえ、健康だけでなく、命を守る安全ということを前面に出してはいかがでしょうか。

【水野委員】

どちらも重要な御指摘だと思いますが、事務局いかがでしょうか。難しいところがありますでしょうか。2つ目については言葉の問題ですので、健康・安全のための教育の推進、或いは命の大切さを教えるといったような言葉を、文章の中に付け加えていただく形で対応可能かと思いますが、問題は1点目の離職率の表の準備ができるかどうか、こちらは難しいでしょうか。

【田中課長】

1点目の指標については、これまでこの内容で報告させていただいておりますので、変更するのは難しいかと思いますが。2点目の健康のための教育の推進の記述については検討させていただきたいと思います。

【水野委員】

児童、生徒を対象とする指標そのものがないのでしょうか。

【田中課長】

調べさせていただきたいと思います。

【成瀬委員】

この最後の審議会をお願いしてしまい、大変申し訳ないのですが、児童、生徒対象の指標として、例えば、いのちの110番などに関する指標はないでしょうか。DV事案の相談件数ということで参考指標として記載されている項目もあるので、これと同様なものがあればと思います。以上です。

【水野委員】

もし、そういった指標があり、かつ入れられるようでしたら御検討いただければと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

【堀内専門監】

相談を行っているということについては、伺っております。指標として数字を反映させられるものかどうか関係機関の方に確認をさせていただきたいと思います。

【水野委員】

内容的に大変重要な御指摘だと思いますが、適切な指標が見つかるかというのはまた別の問題で、できれば少なくともボキャブラリーのところで活かしたいと思います。一応調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他に御意見いかがでしょうか。

【土橋委員】

私からはパブリックコメントについて、県の考え方ということで示していただいておりますが、所感を申し上げさせていただければと思います。

私もパブリックコメントの御意見を拝見しまして、気づきがありました。まず1つは意見の7番以降に記載されている、家庭というものに対する考え方の変化についてです。確かに、社会の最小単位として家庭というものがあるのは、皆さん共通の認識をお持ちかと思いますが、一方で、一般社会を見回してみますと、家庭という形にとらわれず、パートナーと一緒に過ごす期間が以前に比べると長くなってきているように感じます。要は、入籍や結婚という形を踏まずに同棲している方が特に若い世代には増えていて、その期間も私たちの感覚からすると、かなり長い期間に渡っているように感じています。そうしますと、そういったパートナー間であっても、性別に関わらずに、家事だけでなく育児などについても、パートナー間で役割分担をするという考えを許容することも大事なかなと思いました。そこでこの家庭という単語に手をつけるのは、今回大変だったのだらうと思いますが、もし可能であれば、例えば「第3章 2家庭における」という部分には手をつけずに、記述の方にパートナーという言葉の一つ入れていただくことで、家庭やパートナー間ということで入籍せずとも、家庭というスタイルがあり得るという考え方をお示しすることができ、御意見を出してくださった方にお答えできるのではないかなと感じております。

もう1点は職場になります。パブコメの16番に、女性や性的マイノリティ等が能力を十分に発揮できるよう関係法令云々と記載されております。こちらは資料2ですと25ページになるかと思います。私どもは実務の現場におきましては、「女性が能力を十分に発揮できる」という言葉はあまり最近使っておらず、「性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる」というような言い方をしております。もし可能であれば、この25ページの「女性が」

というところを「性別にかかわらず」という表現にさせていただけると、女性や男性、性的マイノリティの方を包含する表現になるのではないかなと思って拝見しておりました。

もう1点は、資料3の18ページ(2)に「AI等の技術進歩により」と記載いただいておりますが、私もデジタルについてはあまり詳しいわけではないですが、AIの前にデジタルのステップを踏む必要があると思いますので、ここについては、「AI等」とあえてAIの例示をせずとも、「デジタル技術の進歩により」というように大きく書いていただくことで、まさに会社の中では紙やパソコンにまみれて仕事しているような状態ですので、今はまだ十分ではないかなと考えております。以上3点のお願いでございました。

【水野委員】

1点目については、私の専門に関わりますので少し意見を申し上げます。ヨーロッパなどでは事実婚の比率がたしかにとっても高いのですが、日本は比較するとすごく少ない状況です。日本の同棲率も非常に低いのです。そして、それはヨーロッパが事実婚を法律婚と同等に扱っているからでは決してありません。むしろ彼我の一番の違いは婚姻制度の手厚さです。つまり、法律婚と事実婚の間には、日本よりずっと大きな違いがあります。カップル間に国が婚姻の効果を強制することは、本人たちの自由の領域を侵害することで、婚姻をするということは、その国のお節介を受け入れる意思だということ、そういう基本的な制度設計で、婚姻の効果が日本法とは比較にならないくらい手厚いのです。日本の母子家庭の貧しさが問題になっていますが、それは婚姻の効果がすごく弱いということも一つの理由になっています。ヨーロッパでは子供の養育費なども支払わないと刑事罰になりますし、そして離婚給付も非常に多額のものが命じられることとなっています。そういう重たい負荷から逃れたい人々が自由に暮らしたいと、女性が経済力をつけるにつれて事実婚を選択してきているということです。日本社会の問題は、事実婚の存在が認められないことではなくて、むしろ婚姻、つまり母子家庭の経済的な弱さなどを補う力を婚姻制度が持っていないということが、より大きな課題なのだと思います。そうしますと、にわかにメッセージ性からいっても少し難しいかな思います。

日本の婚姻制度について、例えば届出だけで済むような協議離婚制度については、フランス人に説明すると、絶対に考えられないと言います。裁判所か公証人が必ず関与して、別れる配偶者と子供のことを守れるように手配してからでないと言えない、当事者だけの自由に任すわけにはいかないといつてびっくりされます。そして、フランスでも協議離婚制度が将来的に可能かと聞きましたら、不可能だ、それは憲法違反だと言うのです。日本の憲法ですと、憲法から家族法への要求は主に平等だけなのですが、彼らは基本的人権も非常に重く考えますので、この日本の協議離婚制度では基本的人権が守れないと言われてしまいました。それくらい日本の婚姻制度というのは特殊なところがございますので、そういう問題意識を持っている立場から考えると、事実婚やパートナーシップと婚姻を全部イコールにして書くことが、日本の現状に対して適切な施策になるのかという点はいささか疑問をも

思っております。言葉については事務局とまた相談をしたいと思っております。

パブリックコメントの御意見については、かなり両極端な御意見をいただいている気がしまして、県の目指すべき基本計画については、もう少し地道に、本当に必要なところに力を入れていきたいと思っております。

2点目、3点目については事務局と相談して、加筆できそうであればできるだけしたいと思っております。

【熊谷委員】

水野会長の言葉も踏まえてなのですが、私もパブコメに目を通したときに、大変御意見をいただいたのはありがたいなと思いつつも、少し違和感がありました。まずは、第1番目にパブコメでいただいた御意見を反映するか議論になったと思いますが、私としては修正をしたり、書き換える前に、調査が必要なのではないかと思います。例えば、資料3の19ページの「健康のための教育の推進」の、「また、性的指向・性自認等に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行うとともに」の文言についてはパブコメの御意見のとおり今回書き込まれたと思いますが、調査等も行わず、そのまま書き加えてしまって大丈夫なのかなと思いました。先ほど成瀬委員から相談件数についてお話がありましたが、性同一障害や性的指向に関係する悩みの相談件数が実際どれくらいあるのかなど、まず実態調査を行ってから書き込むべきではないかと思います。これに関しては御意見いろいろあると思いますが、私の意見を申し上げさせていただきました。

【水野委員】

1回目の審議会の際に、この問題については御意見をたくさんいただきました。性自認などに苦しんでいらっしゃる方にとって非常に大事な問題ですが、この審議会は人権委員会ではなく、男女共同参画の推進に関する審議会、あくまでも男女差別の問題に対応する審議会であるといった御意見を何人もの方からいただいたと思います。パブコメの御意見を頂いた方の中にはそういう本当に強い苦しみをお持ちの方がいらっしゃいますので、そういった方が強く言われるのかと思いますが、ここの審議会が対象とする問題と違うことをパブコメによって書き込むというのは、確かに考え直してもいいかもしれません。先ほど成瀬委員がおっしゃいました自死が増加していることで命が大切であることの教育、或いは性被害を受ける子供への自分を守る教育など、そういったことを書き込まずに、何故これだけ書き込んだのかということはあるかもしれませんね。

他に御意見ありますでしょうか。

【土橋委員】

熊谷委員の御意見に対して逆側の意見になるかもしれませんが、LGBTQという性に関する悩みを持たれている方は、一般的には左利きの方と同じくらいの比率がいると聞いて

たことがあります。なかなか声を上げづらいという中だと調査というのは難しいのかなと思いました。

また、資料2の18ページの相談体制の整備・強化について、パブリックコメントで御意見があったようですが、この御意見を出された方は、相談体制となると相談という受け身だけになってしまうと思われたのではないかと思いました。修正して頂きたいということではないですが、LGBTQに対して、受け身な相談ということで応じていくのか、もしくは、行政としてLGBTQについて啓発というところまで踏み込んでいく考えがあるのかどうか。多分このパブコメを書かれた方は、相談だけではなく、画一的に男性・女性の考え方は割り切れないということを皆さんに理解して欲しいとすれば、行政のお力をお借りしながら、理解啓発を進めて欲しいという考えを持たれているのではないかと思いました。ですので、啓発活動について記載していただきたいということではありませんが、何か手がけられるお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

【堀内専門監】

普及啓発活動については、これまでも講演会を行っており、社会全体の方の施策にあります「男女共同参画に関する普及啓発の充実」の中に性的指向や性自認についても含んでおります。今後も引き続き講演等の普及啓発に努めてまいります。

【水野委員】

この問題については、この審議会の問題ということではなく、県の姿勢として是非、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

【栗林委員】

資料3の25ページ、7防災・復興における男女共同参画の実現のサブテーマについて、前回から変更になったかと思いますが、前回どういった議論でこのような変更になったのか教えていただけますでしょうか。

【堀内専門監】

こちらの「女性の」の記載について御意見を頂戴したかと思えます。事務局としては、防災・復興において、女性の視点が不足しているということで、このような記載にしておりましたが、女性に偏りがあるのではないかという趣旨の御意見を頂戴いたしましたので、男女がともにということで男女共同参画という文言を入れさせていただいたところでございます。

【水野委員】

変更前の方がよろしいという御意見でしょうか。

【栗林委員】

平常時から女性の視点を取り入れていくことが大事だということが変更前のタイトルの趣旨だと思います。変更後は、「防災・復興の場においても男女共同参画の実現」という7番のタイトルの下に、平常時から男女共同参画の推進をするというサブタイトルとして、女性の視点だけではなく、多様な視点を取り入れることや、女性や担い手が育つことが必要だということが書かれているかと思います。そうであれば、もう少しタイトルに工夫があると良いかなと感じました。

【水野委員】

少し同じ言葉のリフレインに感じますね。10年前の震災時の対応は男性が主導することが多かったのですが、例えば避難所で、地域のお偉いさんだった男性が主導すると、女性たちの意見がくみ上げられず、病人やご老人またお子さんなどの弱者の側にいるのは女性たちですから、弱者のニーズがくみ上げられないこととなり、避難所などでの生活も大変不都合が多かったと聞いております。運営の中核に女性がいるところは、避難所の生活の質が明らかによかったとうかがいました。ですから、平常時から防災・復興について考える時にはそういう女性の視点を取り入れなければならないということかと思います。パブコメで多様な視点が入ったので、大変むずかしいところなのですが、何か具体的な御意見をいただけないでしょうか。今ここで具体的なアイデアをいただくと大変助かります。

【土橋委員】

平常時から備える男女の視点ではいかがでしょうか。

【水野委員】

男女と記載するのは難しいかもしれません。男女共同参画の視点ではいかがでしょうか。
(異議なし)

【田口委員】

もし男女の視点とするのであれば、資料2の30ページで女性を強調した文言があり、(3)で「防災復興においても女性が主体的な担い手であることを認識し、女性をはじめ地域の多様な生活者」と記載されているので、今のお話だと要は男女に関わらず多様な生活者に対してということで、女性を強調している部分を少し弱めて記載してもいいのではないかと思いました。男女を強調したいのか、それとも女性の視点を強調したいのかによるかと思えます。

【水野委員】

元々は防災・復興において、男性たちが主導となっていたために、女性たちの視点が欠けていたということで、女性を強調する議論が行われていたのだと思います。ただ今回のパブコメに対応することで多様な視点が入っています。

【田口委員】

女性の視点を残したいということであれば、この記載のとおりでよろしいかと思えます。

【水野委員】

落としどころを考えなければなりませんので、御協力いただけますと助かります。

原案で、多様な視点という文言を今回追加していますが、パブコメに応える形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

基本的に内容については、震災の時に女性の視点が欠けていたことが問題だったという内容でよろしいでしょうか。そして表題、また細かい部分について、いくつかパブコメに対応することとさせていただきたいと思えます。

では他によろしいでしょうか。御意見かつ具体的な案を言っていただけますと非常に助かります。

【兼子委員】

平常時から備える男女共同参画の視点と先ほど落ち着いたかと思うのですが、その前で男女共同参画を謳っているので、パブリックコメントを引用すると、私もよく使うのですが平常時から備える多様な視点とすれば、あらゆる人たちを網羅した表現になるかと思えます。こういう大きい表題ですので多様という言葉を使ってもよろしいのではないかと思えます。

また、資料2の24ページ(3)ですが、いつもひとり親家庭の貧困の問題に対する支援が必要だと言われているのですが、コロナ禍において、非常に機能不全家族が顕著化しています。例えば、普通に一般の企業に勤めていらっしゃるお父さんが借金を抱えていて、その金銭的な問題でお母さんが鬱病になってしまい、子どもに必要な教育などが提供されない家庭などがあります。ひとり親家庭ではないので、色んな支援が入らずこのような状況となってしまうので、ひとり親家庭を括弧書きしていると思えますが、その隣に機能不全家族と入れていただいて、深刻化しており、自立に向けた支援が必要ですよという文言に変えていただけないかという御提案です。そうでないと、更に声を上げにくくなってしまいますし、学校のソーシャルワーカーからの相談も実は増えていて、子供たちが直接声を上げても、その親自身が子どもをとられるのではないかと不安に感じて子供を困らせてしまい、そういうサービスを受けられない家庭などもあるので、ひとり親家庭だけでなく、そ

ういったサービスは受けられるし、そういう声を上げていいんだよということを広く周知する意味でも、もし入れられるのであれば入れていただきたいという希望です。以上です。

【水野委員】

ひとり親家庭に限らず、例えばヤングケアラーの問題など、たくさんあると思います。それをこの文脈の中に入れることができるかどうかですが、この項目は職場になります。職場についてですと、やはり男女の賃金格差の問題や、女性が非正規であるがためにひとり親家庭が苦しくなっていることなどへの対応策になりますので、どこに機能不全家庭について記載できるか検討が必要です。

また、平常時から備える男女共同参画の視点にするか、多様な視点にするかですが、これはいかがでしょう。確かに男女共同参画の視点ですと、男女共同参画が2回出てくることになりますので、女性の視点に戻すか、多様な視点にするかかと思いますが、御意見いかがでしょうか。もし、多様な視点でよろしいという御意見が大勢でしたら、多様な視点に変えようかと思います。それでよろしいですか。

(意義なし)

では平常時から備える多様な視点にしたいと思います。

【兼子委員】

機能不全家族の文言追加について補足なのですが、先ほど職場の部分に入れるのは難しいというようなお話があったと思いますが、もう一つの事例がありまして、両親ともに鬱で、子供が5人ぐらいいて機能できていないという家庭もあります。ですので、その両親の就労のサポートというのが本当に必要と感じていますので、ここにもし可能であれば入れていただきたいと思いました。他にも家庭の部分でヤングケアラーも含め何か文言を入れられたらと思います。以上です。

【水野委員】

事務局と機能不全家族について文言を入れられるかどうか検討したいと思います。或いはどこか入れられる別の場所があるようでしたら、御提案いただきたいと思いますが、思いつかれますか。

【事務局】

機能不全家族といった文言を入れ込むのは、県の現状の方の記述を再度修正するなど、大きい作業が必要になってくるかと思いますが、「ひとり親家庭等」と記載するなど対応させていただければと思います。

【水野委員】

こちらでよろしいでしょうか。非常に重要な問題ではありますし、子供たちの環境に直面した時には、ひとり親だけが問題なのではなく、両親が揃っている家庭も問題を抱えているということはおっしゃる通りだと思います。

私も、家庭裁判所の判事たちと付き合いがありますが、家庭裁判所で取り扱う少年事件の家庭環境の方が、離婚事件の家庭環境よりも悪いと言われます。つまり、例えば、暴力が家庭の中にあつたときに、離婚事件の場合は、被害者の親が子供を連れて逃げる力を持っている。それに比べ、非行少年の家庭は、片親の逃げる力がなく、結局暴力のある家庭の中で育つことになり、その影響が子供に出してしまうという話でした。ですので、大変重要な御指摘だと思いますが、ここでその大問題を書き込むのは少し難しいのではないのでしょうか。再度、事務局と私の方で考えさせていただきたいとは思いますが、

他にお気付きの点はありますか。

【土橋委員】

先ほど渡部委員の方からも御指摘がありました。管理職の比率や男性の育児休業取得率について、企業の方の実態を示していただいた上で、男女共同参画の指標の方にもお示しいただいております。資料2の23ページになりますが、男性の育児休業の比率につきましては、今回注釈を入れていただきまして、有給、無給を問わずということで幅広に数字を取っていくという考えを示していただいております。育児休業の取得率ということで男性、女性、有給、無給に関係なく、社内で認められている休暇もありますし、これは法律上の育児休業も含むということでもよろしいのかということが一つです。また、最後に示してある共同参画の指標で、宮城県職員の皆さんの男性の育児休業取得率を示していただいておりますが、これも同じく有給、無給に関係なく、庁内の制度及び法律で認められている休暇について幅広にデータ取得をしていかれるということでもよろしいのでしょうか。なぜ今この質問をさせていただいたかということ、宮城県の出生率が大変低いということで、来年度の大きな施策の目玉として、男性の育児休業や育児休業への参加というのがクローズアップされてくるとお思いますので、この数値がぐらぐらするとなかなか施策展開が難しくなるのかなとお思いますので、23ページに記載してある数字の定義と、男女共同参画の指標の定義づけを最後に確認させていただきます。

【田中課長】

23ページに記載している育児休業については、法的なものとは会社で認めているものの双方の休暇を対象としております。また33ページの男性の育児休業取得率（宮城県職員）については、法で認められている休暇を対象としております。

【土橋委員】

4人に1人くらいの男性職員の方は、法律で定める育児休業を取得されているということによろしいのでしょうか。結構取られている印象なのですが。

【人事課】

期間の長短はございますが、人数的には25.6%という職員が取得している状況でございます。

【土橋委員】

分かりました。

【水野委員】

土橋委員が御存知の実態とは大分かけ離れている印象を受けられたのでしょうか。

【土橋委員】

私たちの会社では、期間が短い数日レベルの取得も含めれば大体9割程度が育児休暇を取得している状況です。この期間が短いものも含めるとするならば、25%の方しかお子さんが生まれたときに休まれないのかなと思ったのですが、普通の休暇で取られているんですかね。その見せ方というのは難しいのかなと思いますが、今年以降打ち出しの仕方について工夫していただいた方がよろしいかと思えます。

【佐藤委員】

法律の育児休業というのは、1歳までに取る、3ヶ月間取るといった長い休暇というイメージがあると思いますが、先ほど人事課の方がおっしゃった通り、育児休業というのは1日から取得することができます。取得する御本人の意思ですし、また法律では有給、無給という規制をしておりません。ほとんどの会社が無給となっていますが、雇用保険の方から育児休業給付というのも出ますし、有給100%にしている会社もまれにあります。有給、無給についても法律で定めておりませんし、1年2ヶ月取得できるパパママ休暇というものもありますが、日数についても定めておりませんので、かなり育児休業というのは幅が広いです。一方、短期間で取得していると土橋委員がおっしゃったのは、男性の出産休暇のようなものかと思えます。そういったものと2、3日から1週間くらい取得できる会社がとても多いですので、恐らくそちらの方で男性の方は取得されてしまっていて、本格的な育児休業届を出して休む育児休業というのは少ないのかなとは思えます。そういうことで短期間の育児休業も可能ですので、混在してしまっているのかなという印象がありました。以上です。

【水野委員】

そのように非常にバリエーションのあるものだと、ここで目標取得率を何パーセントにするかという、にわかには実態が進んだのかは分からない数字ではありますが、法律自体がそうなっているとすると目標数値を下げたり、上げたりするのは難しいでしょうか。

【田中課長】

この数字で計画させていただいておりますので、この目標数値で進めさせていただきたいと思います。

【水野委員】

現状の倍の目標数値となっておりますので、この内容でよろしいかと思えます。

他に御指摘ありますでしょうか。

(意見等なし)

本当に最後までたくさんの御意見ありがとうございました。毎回、非常に重要な指摘をそれぞれしていただきまして、事務局の方も大変でしょうけれども、この審議会の意義はすごくあると思っております。

それでは基本計画に関する審議はここで終わりとさせていただきます。

議題についての審議は以上にいたしますが、今後の進め方について皆様にお諮りいたします。答申につきましては、本日皆様からいろいろ御意見をいただきましたので、これを調整した後、審議会から知事宛てに提出したいと思えますが、残念ながらスケジュールの都合上、再度皆様に御参集いただくのが難しい状態になっております。答申につきましては、私と渡部副会長そして事務局で相談し、できるだけ本日の御意見を反映する形で、提出させていただきたいと思えますが、御了解いただけますでしょうか。

(意義なし)

では会長、副会長で事務局と調整の上、取りまとめ、答申を提出することにいたします。

次に議題2のその他でございますが、委員の皆様及び事務局から何かございますでしょうか。

【渡部委員】

1点御紹介させていただきます。以前この審議会でも、宮城学院女子大学でのトランスジェンダーの学生の受け入れについて、皆様に御報告させていただきましたが、2019年に共生のための多様性宣言というのをを出しまして、来年度(2021年度)の4月入学からトランスジェンダー学生の受け入れをすることになりましたので、御報告をさせていただきます。今後どの程度皆様に報告できるかは分かりませんが、来年度、機会があったときに

可能な範囲で皆さんにお話させていただければと思います。トランスジェンダーの学生を受け入れるということについて皆さんの方に紹介させていただきました。以上です。

【水野委員】

こういう御紹介があったということは、議事録に残るかと思いますので、パブコメに御意見いただいた方にも御覧いただけるかと思います。

それでは他にないようでしたらこれで議事を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

それでは議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

【事務局】

水野会長、議事進行誠にありがとうございました。閉会にあたりまして、宮城県共同参画社会推進課長の田中より一言申し上げます。

【田中課長】

本日は最終案の御審議、大変ありがとうございました。皆様には、この基本計画策定に当たって、昨年3月の審議会から今回まで計5回にわたり、貴重な御意見や御提言を頂戴いたしました。ここまで来られましたのも、委員皆様の男女共同参画の推進に向けた熱心な想いのお陰です。改めて感謝申し上げます。

今後のスケジュールといたしましては、答申をいただきました後、2月上旬に知事を本部長とする「男女共同参画施策推進本部会議」が開催されることとなっており、そこで審議会の答申に基づく計画案が確定されます。その後、2月定例県議会に議案として提出し、議決されましたら令和3年4月から新しい計画がスタートすることとなります。

4月以降、新たな計画の下、県の施策・事業を関係課室とともに確実に進めて参りますが、委員の皆様におかれましても、今後とも県への御指導と御鞭撻をお願い申し上げますとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組に、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

【事務局】

それでは以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。